

令和8年6月小矢部市教育委員会定例会会議録

- 1 開催日時及び時間 令和8年6月26日（金）
開会 午前9時53分
閉会 午前10時22分
 - 2 出席委員 1番 沼田 勉（教育長） 3番 石野 昌一 4番 塚崎 志津江
 - 3 説明員 教育委員会事務局長 橋本 里美
教育委員会事務局次長 東 健一郎
（学校給食課長）
教育総務課長 太田 孝博
文化スポーツ課長 大野 淳也
こども家庭課長 佐伯 真理子
教育センター所長 南 明子
職務のため会議に出席した職員 教育総務課課長補佐 松田 恵美
教育総務課課長補佐 中川 利昭
教育総務課主事 今井 翔太
 - 4 議事日程
 - 日程第1 会議録署名委員の指名について
 - 日程第2 会議録の承認について
 - 日程第3 教育長の業務について
 - 日程第4 （専決承認）
 - 承認第5号 専決処分事項の承認について
専決第5号 小矢部市社会教育委員の委嘱について
 - 承認第6号 専決処分事項の承認について
専決第6号 小矢部市社会教育委員の委嘱について
 - 承認第7号 専決処分事項の承認について
専決第7号 令和8年6月小矢部市議会定例会に付議する予算に対する意見について
- 報告事項
- 1 令和9年度小矢部市重点事業に係る要望について
 - 2 令和9年小矢部市二十歳のつどいの開催について
 - 3 令和7年度小中学校におけるいじめの現状と推移について

5 議事の内容

教育長	(開会宣言並びに必要な定足数を満たしていることにより会議の成立を宣言) 日程第1 会議録署名委員に4番塚崎委員を指名。 日程第2 前回の会議録の承認について説明をお願いします。
教育総務課課長補佐	(日程第2 会議録の承認について説明)
教育長	5月定例会の会議録については、承認いただいたものとして処理させていただきます。
教育長	次に、日程第3「教育長の業務について」報告させていただきます。
教育長	(日程第3 教育長の業務報告及び予定について説明)
教育長	ただいまの説明について、何かご意見ご質問はありませんか。
塚崎委員	6月10日に開催された「子どもの居場所説明会」に、私も参加しました。様々な事業所の方々からお話を聞くことによって、それぞれの特徴について理解を深めることができました。今回の説明会に関して、2点お聞きしたいことがあります。1点目は、保護者の方は参加されていたのでしょうか。2点目は、アンケートを実施されていたようですが、どのような意見があったのか教えてくださいませんか。
教育センター所長	保護者の参加については、約10名の方々に参加いただきました。その中には、ご夫婦での参加もありました。アンケートについては、「説明会を通して様々な事業所があることを知り、驚いた。多くの居場所があることについて、ありがたい。」という意見が多く寄せられておりました。また、参加していただいた事業所の方々からは、「説明会の後に申し込みに関するお問い合わせがあり、良い機会だった」とのご意見もいただいております。
塚崎委員	南砺市や砺波市には多くの事業所がありますが、小矢部市では事業所が2か所ほどで、他の地域と比べると少ない印象を受けます。今後は、小矢部市でも選択肢の幅が広がっていくことを期待しております。
教育長	今後の動きとしましては、南砺市と小矢部市で交互に説明会を開催する予定となっております。
教育長	他に何かご意見ご質問はありませんか。
教育長	他に無いようですので、それでは、日程第4「議案」に入ります。「承認第5号 専決処分事項の承認について」説明をお願いいたします。
文化スポーツ課長	(承認第5号について説明)
教育長	ただいまの説明について、何かご意見ご質問はありませんか。
教育長	無いようですので、承認いただいたものとして処理させていただきます。

教育長	次に、「承認第 6 号 専決処分事項の承認について」説明をお願いいたします。
文化スポーツ課長	(承認第 6 号について説明)
教育長	ただいまの説明について、何かご意見ご質問はありませんか。
教育長	無いようですので、承認いただいたものとして処理させていただきます。
教育長	次に、「承認第 7 号 専決処分事項の承認について」説明をお願いいたします。
事務局長	(承認第 7 号について説明)
教育長	ただいまの説明について、何かご意見ご質問はありませんか。
石野委員	篤志家からの寄附についてですが、こちらは長年にわたり、同じ方から続けていただいているものでしょうか。
事務局長	こちらの寄附については、例年同じ方から寄附をいただいております。今年で10年目になります。来年度以降も寄附のご意思を示していただいております。内容については今後協議する予定となっております。
石野委員	とても長い間ご寄附をいただいているので、教育委員会として何らかの形で感謝を示した方が良いのではないかと思います。
事務局長	長年のご寄附に、非常に感謝しております。こちらの件については、篤志家様より善意による寄附であるため名前を伏せてほしいとのご意向をいただいております。教育委員会としては、これまでの分を含め感謝の意を示したいと考えており、今後協議してまいります。
教育長	他に何かご意見ご質問はありませんか。
教育長	その他に無いようですので、承認いただいたものとして処理させていただきます。
教育長	それでは、「報告事項」に移ります。「報告事項 1 令和 9 年度小矢部市重点事業に係る要望について」説明をお願いいたします。
事務局長	(報告事項 1 について説明)
教育長	ただいまの説明について、何かご意見ご質問はありませんか。
教育長	無いようですので、次に、「報告事項 2 令和 9 年度小矢部市二十歳のつどいの開催について」説明をお願いいたします。
文化スポーツ課長	(報告事項 2 について説明)
教育長	ただいまの説明について、何かご意見ご質問はありませんか。

教育長	無いようですので、次に、「報告事項3 令和7年度小中学校におけるいじめの現状と推移について」説明をお願いいたします。
教育センター所長	(報告事項3について説明)
教育長	ただいまの説明について、何かご意見ご質問はありませんか。
塚崎委員	「いじめる児童生徒に対しての特別な対応」の中の保護者への報告について、どのような場合に保護者へ報告を行い、どのような場合に報告を行わないのか教えてください。
教育センター長	報告を行わない案件については、冷やかしなど程度が小さく、児童生徒同士がお互いに謝罪して解決できる事例が該当します。ただし、怪我を伴う事案や、その日のうちに改善が困難な案件については、いじめた側の児童生徒といじめられた側の児童生徒の保護者へ報告を行っております。
塚崎委員	いじめられた児童生徒の保護者から、「いじめられた後に、いじめた側の保護者に会っても特に何も言われなかった」という意見を多くいただいております。どのような内容であれば報告を行うのか判断することは難しい面があるかとは思いますが、保護者への伝え方や、どのような場合に伝えるべきかについて、伝える方法や内容について考えていただく必要があると思います。
教育センター所長	当日に発生した案件については、その日のうちに解決し、子どもたちの不安を取り除くことを心掛けております。解決に至らなかった場合には、保護者への連絡が必要になると考えています。
塚崎委員	冷やかしやからかいなどの一見小さな案件において、本人同士で解決したと思われる場合でも、いじめられた側が深く心を痛めていることがあります。そのため、判断は難しいと感じております。その場で解決した案件であっても、その後の状況を注意深く見守っていただきたいと思います。いじめは、成長期の心身に非常に大きな影響を与えるものであり、中学校時代に受けたいじめが、大人になってもトラウマとして残り、30年以上たった今でも相談される方がいます。児童生徒への対応を行った後も、その後の経過をしっかりと確認していただきたいと思います。
教育センター所長	ご意見ありがとうございます。
教育長	他に何かご意見ご質問はありませんか。
教育長	報告事項については以上ですが、その他に何かご意見ご質問はありませんか。
教育長	特に無いようですので、本日の日程はすべて終了いたしました。 次回は、令和8年7月24日(金)午前10時の開催予定です。 以上をもって閉会といたします。

以上、小矢部市教育委員会会議規則第16条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

小矢部市教育委員会

教 育 長

署名委員

作 成 者